～期限切れてない？「自賠責」保険・共済～
自賠責保険（共済）未加入での運行は法令違反です

「自賠責」への加入は、クルマやバイク（原動機付自転車を含む）を持つ人、使用する人、すべての義務です。

「自賠責」は、交通事故の被害者の救済や、万が一加害者となってしまった場合備えるための保険（共済）制度です。もしも、「自賠責」に加入しないで人身事故を起こすと、多額の損害賠償金を自分で支払わなければなりません！

「自賠責」加入は強制です。でも、簡単に加入できます。各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合はじめ、クルマ・バイクの販売店や保険（共済）代理店でも、簡単な手続で加入できます。

※四輪車ももちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。

詳しくは・・・

自賠責ポータルサイト　検索

http://www.jibai.jp

電動キックボードの登録について

電動キックボードは原動機付自転車に該当します。
税務課で車両の登録・標識の交付を受けてください。毎年の軽自動車税（種別割）の納税義務も発生します。なお、歩道を走行することはできません。
電動キックボードの登録について詳しくは、久米島町税務課にお問合せください。

公道を走行するには、次のことを守って下さい。

- 標識を取り付ける。
- 運転免許証を携帯し、ヘルメットを着用する。
- 自賠責保険（共済）へ加入する。
- 前照灯、番号灯、方向指示器等の構造及び装置が道路運送車両法第44条に規定する保安基準の要件を満たす。

※販売されている全ての車両が公道走行可能なものではないため、電動キックボードを登録される場合は、道路運送車両法第44条に規定する保安基準を満たしたと証明できる書類が必要となります。（販売店にご確認ください。）

お問合せ先　税務課　☎985−7127